

事務連絡
令和4年2月10日

正会員 各位

公益社団法人全国産業資源循環連合会
専務理事 森谷 賢
(公印省略)

物流生産性の向上のための特殊車両の新たな通行許可制度の創設及び
大型車両の運行適正化に向けた法令順守並びに安全運送の確保に向けた取組について
(周知依頼)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省から特殊車両の新たな通行制度の創設について別添1及び2により周知依頼がありました。

特殊車両通行許可制度(特車通行許可制度)とは、大型トレーラーなど一般的制限値(重量・寸法)を超える車両が道路を通行する場合は、道路法に基づく通行許可が必要な制度です。詳細は別添3をご参照ください。

当該制度は、申請件数が直近5年間で約2倍まで増加したことに伴い、審査日数が約1か月を要するなど、様々な課題に直面しているとのことから、従来の許可申請手続きに加えて、新たに通行が可能な経路をオンラインで即時に確認し、通行できる制度が創設され、本年4月から導入されるものです。詳細は別添2及び国土交通省ホームページをご参照ください(https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001514.html)。

各正会員におかれましては、特殊車両を所有されている傘下会員等へ周知くださいますよう、お願いいたします。

なお、大型車両の通行適正化に向けた法令順守等についても周知依頼がございました。各正会員の傘下会員等においては、過積載等の法令違反となる要求に応じることはないとは存じますが、改めての注意喚起をお願いいたします。

(担当：調査部 日浦、香川)

別添資料

別添1 令和4年1月28日発 国道交第66号.pdf

別添2 【参考】新制度概要資料.pdf

別添3 特殊車両通行許可制度.pdf

※ 国土交通省からの周知依頼文書は別添1及び2のみです。別添3は参考のため添付いたしました。

写

国 道 交 第 66 号
令 和 4 年 1 月 28 日

公益社団法人全国産業資源循環連合会
会長 永井良一様

国土交通省道路局
道路交通管理課長
(公 印 省 略)

物流生産性の向上のための特殊車両の新たな通行制度の創設および
大型車両の通行適正化に向けた法令遵守及び安全運送の確保に向けた取組について

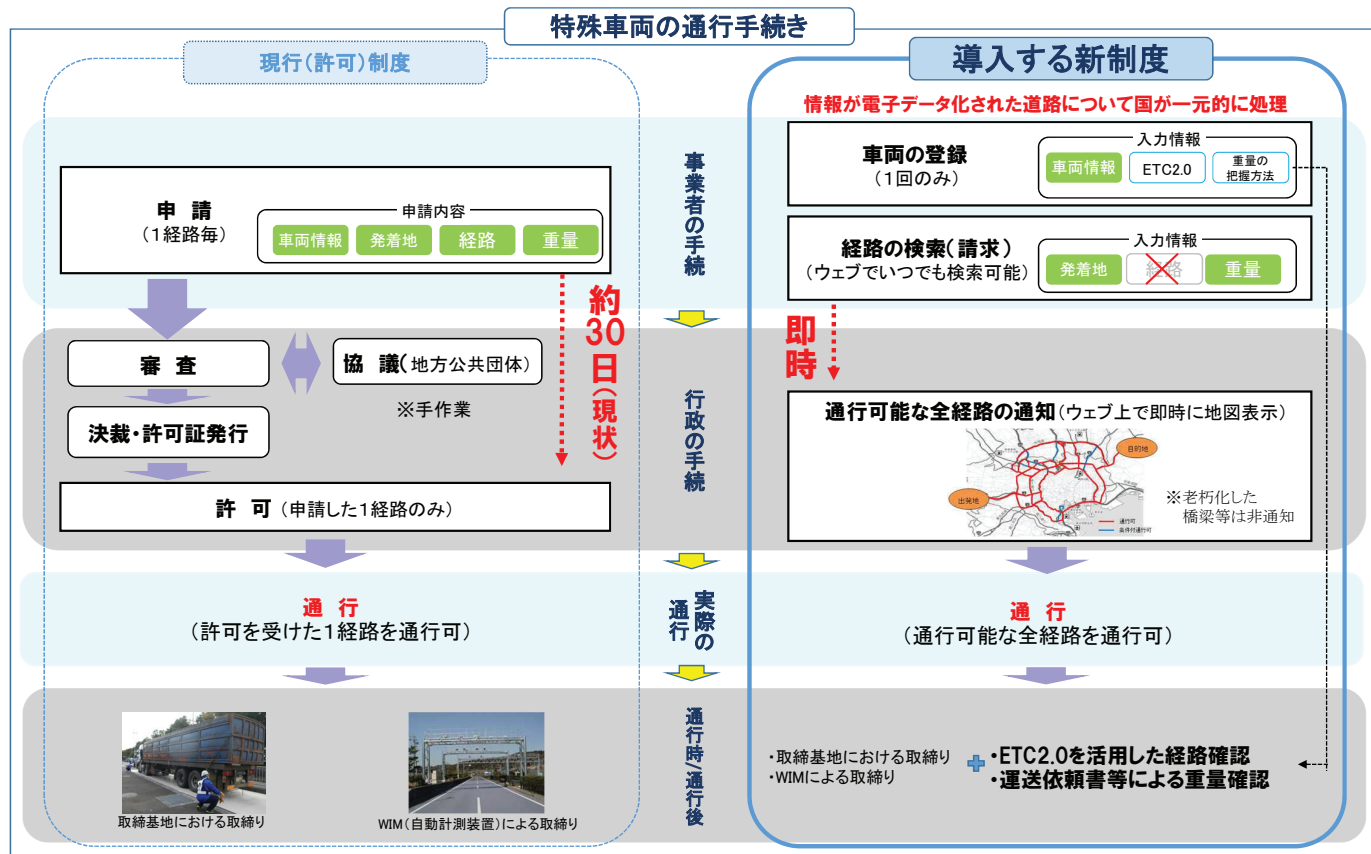
平素は、道路行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 5 月 27 日に公布された「道路法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 31 号）により、寸法、重量等に係る一定の限度を超える車両（限度超過車両）を通行させようとする者が、あらかじめ国の登録を受けた車両（登録車両）について、従来の許可申請手続に代えて、通行が可能な経路をオンラインで即時に確認し、通行できる制度が新たに創設され、令和 4 年 4 月 1 日に施行されます。

新たな通行確認制度では、過積載等の違反の防止の観点から、道路法に基づき、運送事業者が乗務記録、送り状等の登録車両に積載する貨物の重量を記録し保存しておく義務があります。荷主関係団体におかれましては、運送事業者が法令を遵守できるよう、運送事業者に積載する貨物の重量を連絡する旨、会員企業に周知いただきますようお願いいたします。

また、昨今、道路の老朽化対策が喫緊の課題となっている中で、依然として違法走行車両が約 3 割に上る状況であり、大型車両の通行に係る法令遵守及び安全運送の確保に向けた取組を確実に講じていくことが極めて重要です。関係団体におかれましては、法令を遵守し、運送事業者に対して、過積載等の法令違反となるような要求はしないなど、安全運送に必要な対策を講ずる旨、会員企業に周知いただきますようお願いいたします。

デジタル化の推進による新たな特殊車両通行制度の導入



新たな確認制度の手数料について

登録の手数料

申請1件(1台)につき 5,000円 (5年間有効)

確認の手数料

確認1件につき 600円

※2地点間の主経路及び代替経路(渡り線含む)(双方向)を同時に確認。

○申請者の多様なニーズに対応するため、検索範囲を限定した確認方法にも対応

【検索範囲を都道府県内に限定して確認する場合】

確認1件につき 400円 (1都道府県あたり)

※都道府県内の主要道路すべてを一括して検索・確認。(主要道路=重要物流道路・大型車誘導区間)
※連接する都道府県を同時に確認する場合、5県目からは300円/県、15県目からは200円/県)

【一度確認した経路に追加して経路を確認する場合】 (※目的地や経由地の追加等を想定)

確認1件につき 100円 (経路延長10kmまで)

※延長が10kmを超える場合は、10kmごとに100円

通行可能経路の確認方法について

通行可能経路の確認方法は、①経路検索 と ②マップ検索(都道府県単位) があり、利用者の通行形態に応じて選択可能。
さらに、一度確認した通行可能経路に追加して、経路を確認することも可能。

確認方法	内容	基本的な検索	追加的な検索(手数料は別途)
経路検索*	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出発地から目的地までの 主経路 と 代替経路 (それぞれ双方向)を確認 ○ 主経路・代替経路をつなぐ 渡り線(双方向)もあわせて確認 		
マップ検索* (都道府県単位)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出発地、目的地を含む 都道府県内の道路網を確認 		

※ いずれも一年間有効とし、中間部分(ラストマイル以外)は、主要道路(重要物流道路・大型車誘導区間)を確認

特殊車両通行制度の比較

新たな確認制度は、現行許可制度と比較して、**使い勝手が良い(早い、簡単、便利) 手続き** となっている。
現行許可制度 1経路 200円 ⇒ 新たな確認制度 1件(主経路・代替路・渡り線) 600円

現行許可制度

- 審査に時間がかかる
[申請から許可まで約30日※]
- 申請手続きが煩雑
[申請者が経路を細かく指定]
[申請の都度、車両諸元を入力]
- 許可経路が固定的
[1経路(片方向)ごとに許可]



- すべての道路、すべての車両に対応

許可の手数料
1経路につき 200円
(道路管理者が複数にまたがる場合)

※令和元年度実績

新たな確認制度

- **早い**
[オンラインシステムで即時に確認]
- **簡単**
[システムが自動的に経路を検索]
[車両登録は初めの一回だけ]
- **便利**
[複数経路(双方向)を一度に確認]

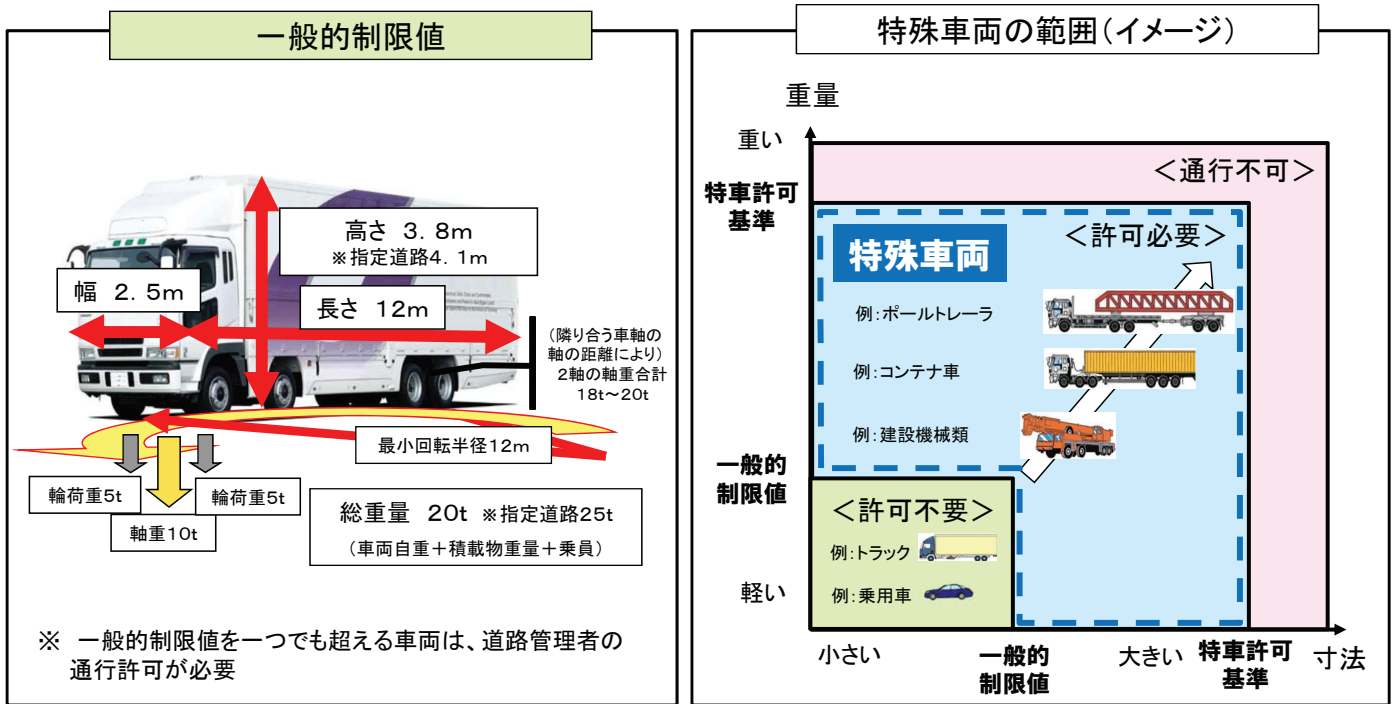


※道路事情に応じて柔軟な経路選択を可能に

- 情報が電子データ化された道路、登録基準値内の重量・寸法の車両に対応

確認の手数料
1確認につき 600円
(基本検索の場合。別途、登録手数料が必要)

- 一定の重量・寸法（一般的制限値）を超える車両が道路を通行する場合、トラック事業者は道路法に基づく特車通行許可を受ける必要
- 道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行許可



代表的な特殊車両

